



平成 27 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 **アンリツ株式会社**
代表者名 代表取締役社長 橋本 裕一
(コード番号 6754 東証第1部)
問合せ先 取締役 常務執行役員 谷 合 俊 澄
(TEL. 046-296-6507)

役員の変動及び新体制 並びにコーポレート・ガバナンス推進施策に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 1 月 29 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、本年 6 月 25 日開催予定の当社第 89 期定時株主総会の承認を条件に、「監査役会設置会社」から「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により創設される「監査等委員会設置会社」に移行いたします。

これに伴い、当社は、本日開催の取締役会において、体制移行後の役員の新体制並びにコーポレート・ガバナンス推進のための施策について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に関連する定款の一部変更につきましては、本日付の「定款の一部変更に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 役員の変動及び新体制 (平成 27 年 6 月 25 日付)

(1) 代表取締役の変動

該当事項はありません。

(2) その他の役員の変動

1) 新任の取締役(監査等委員であるものを除く)候補

取 締 役 (社外取締役)	市 川 佐 知 子	(現 弁護士(田辺総合法律事務所パートナー)、公益社団法人会社役員育成機構監事)
取 締 役 (社外取締役)	堀 岡 弘 嗣	(現 株式会社東芝顧問)

2) 新任の監査等委員である取締役候補

監査等委員である取締役 (社外取締役)	関 孝 哉	(現 社外取締役、コーポレート・プラクティス・パートナーズ株式会社代表取締役)
監査等委員である取締役 (社外取締役)	井 上 雄 二	(現 インフォテリア株式会社社外監査役)
監査等委員である取締役	菊 川 知 之	(現 常勤監査役)

3) 退任予定取締役

青 井 倫 一	(現 社外取締役)
関 孝 哉	(現 社外取締役 監査等委員である取締役に就任予定)

4) 退任予定監査役

山 口 重 久	(現 常勤監査役)
菊 川 知 之	(現 常勤監査役 監査等委員である取締役に就任予定)
田 中 信 義	(現 社外監査役)
神 谷 國 廣	(現 社外監査役)

(3) 新任候補（現任の役員を除く）の略歴

1) 新任の取締役（監査等委員であるものを除く）候補

市川 佐知子（いちかわ さちこ）

生年月日 昭和42年1月17日生
略歴 平成元年4月 株式会社第一勧業銀行入社
平成2年2月 同社退職
平成9年4月 弁護士登録 田辺総合法律事務所入所
平成17年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録
平成21年11月 公益社団法人会社役員育成機構監事（現任）
平成23年1月 田辺総合法律事務所パートナー（現任）

堀岡 弘嗣（ほりおか ひろし）

生年月日 昭和28年6月7日生
略歴 昭和52年4月 東京芝浦電気株式会社（現株式会社東芝）入社
平成9年8月 同社人事労働部労政担当部長
平成15年6月 芝浦メカトロニクス株式会社 取締役
平成17年4月 株式会社東芝 電力・社会システム社 総務部長
平成18年4月 同社グループ経営部長
平成19年6月 同社人事部長
平成21年6月 同社取締役
平成25年6月 同社顧問（現任）

2) 新任の監査等委員である取締役候補

井上 雄二（いのうえ ゆうじ）

生年月日 昭和23年4月4日生
略歴 昭和46年4月 株式会社リコー入社
平成9年1月 同社経理本部副本部長
平成10年4月 同社経理本部長
平成10年10月 リコーリース株式会社 営業本部長
平成11年6月 同社常務取締役
平成12年4月 同社代表取締役社長
平成12年6月 株式会社リコー グループ執行役員
平成16年6月 同社常務取締役
平成17年6月 リコーリース株式会社 代表取締役 社長執行役員
平成21年6月 同社代表取締役 社長執行役員退任
株式会社リコー 常任監査役
平成25年6月 同社常任監査役退任
平成26年6月 インフォテリア株式会社 社外監査役（現任）

(4) 役員の新体制

株主総会後の役員及び執行役員の新体制は以下のとおりになる予定です。

1) 役員

代表取締役社長	橋本裕一
代表取締役	田中健二
取締役	政文祐
取締役	谷合俊澄
取締役	窪田顕文
取締役(社外取締役)	青木昭明
取締役(社外取締役)	市川佐知子
取締役(社外取締役)	堀岡弘嗣
監査等委員である取締役(社外取締役)	関孝哉
監査等委員である取締役(社外取締役)	井上雄二
監査等委員である取締役	菊川知之

(注) 新体制における当社取締役の内訳

社内取締役 6 名：社外取締役 5 名、 業務執行取締役 5 名：非業務執行取締役 6 名

2) 執行役員

社長 ※	橋本裕一	(グループCEO)
副社長 ※	田中健二	(計測事業グループ プレジデント)
常務執行役員 ※	政文祐	(産業機械事業グループ プレジデント、精密計測営業部担当)
常務執行役員	高橋敏彦	(CTO、環境・品質総括、技術本部長、環境・品質推進部担当)
常務執行役員 ※	谷合俊澄	(コーポレート総括、経営企画室長、経営情報システム部・コーポレートコミュニケーション部・法務部・貿易管理部・事業創発センター担当)
常務執行役員	清家高志	(M グローバル戦略総括、グローバル戦略室長、グローバルオペレーションセンター担当)
執行役員	舟橋伸夫	(情報通信事業グループ プレジデント、ネットワークス営業本部担当)
執行役員 ※	窪田顕文	(CFO、経理部長、IR 部長、グローバルオーディット部担当)
執行役員	ゲラルド・オストハイマー	(EMEA 事業総括、SA事業総括、統合 NW・インフラ事業総括、グローバル・ネットワーク・インフラ SBU 長、Anritsu EMEA Ltd.(英国)社長、Anritsu A/S(デンマーク)社長)
執行役員	橋本康伸	(日本営業総括、計測器営業本部長)
執行役員	服部 司	(SCM総括、郡山事業所長、SCM本部長、資材調達本部担当)
執行役員	ウェイド・ヒューロン	(米州事業総括、Anritsu U.S. Holding Inc.(米国)社長、Anritsu Company(米国)社長)
執行役員	脇永 徹	(APAC 営業総括、アジア・大洋州営業本部長)
執行役員	高橋幸宏	(マーケティング総括、マーケティング本部長)
執行役員	浜田宏一	(M 研究開発総括、R&D 本部長)

(注) ※印を付した執行役員は取締役を兼務いたします。

以 上

2. コーポレート・ガバナンス推進施策

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、企業価値を向上させることを目的とした「監査等委員会設置会社」への移行に伴う所要の手續に併せて、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるため、次の施策を展開してまいります。

(1) 独立社外取締役の増加

独立社外取締役を従来の3名から5名として取締役会における独立社外取締役の比率を高めることで、より一層の透明性の向上や株主の視点を踏まえた議論の活発化、監督機能の強化を目指します。

(2) 取締役会付議事項の絞込みによる取締役会における審議の充実化

重要な業務執行の決定について、取締役会での審議・決定を原則としますが、その一部についての決定の取締役への委任および取締役会付議基準の見直しにより、取締役会付議事項を絞り込み、取締役会における審議の充実化、監督機能の強化を目指します。なお、重要な業務執行の決定の取締役への委任は、定款変更が承認されることを条件とします。

(3) 任意の2委員会（指名委員会・報酬委員会）の設置継続

透明性およびアカウンタビリティの確保のため、取締役会の諮問機関として従来より設置していた指名委員会・報酬委員会の設置を継続します。委員長は引き続き社外取締役が務めることとします。

(4) 監査等委員会の委員長として社外取締役を任命

新たに創設される監査等委員会の委員長を監査等委員会の決議により社外取締役が務めることとし、監査等委員会の独立性、客観性を担保します。

(5) 常勤の監査等委員の選定

社内における情報の迅速かつ的確な把握、機動的な監査等への対応のため、監査等委員会の決議により常勤の監査等委員を選定することとします。

(6) 独立委員会の設置

監査等委員である取締役を含め、独立社外取締役全員で構成される独立委員会を組織し、自由に活発な議論の場を醸成して独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図り、経営への助言、勧告等を行うものとします。

(7) 筆頭独立社外取締役の選定

独立委員会の委員長を筆頭独立社外取締役として選定し、社外取締役の意見の取りまとめや、経営層と連絡・調整を行うこととします。

(8) 監査等委員会を支援する組織として経営監査室を設置

監査等委員会における監査品質の維持・向上のため、監査等委員会の業務を支援する組織として経営監査室を設置します。経営監査室は、監査等委員会、会計監査人および内部監査部門（グローバルオーディット部）と連携して業務にあたるものとします。

(9) 子会社の監査・監督機能の強化

常勤の監査等委員である取締役と経営監査室幹部職が、分担して国内外の主要な子会社の監査役（監査役を持たない会社にあつては、非業務執行取締役）に就任し、子会社に対する監査・監督機能を強化します。

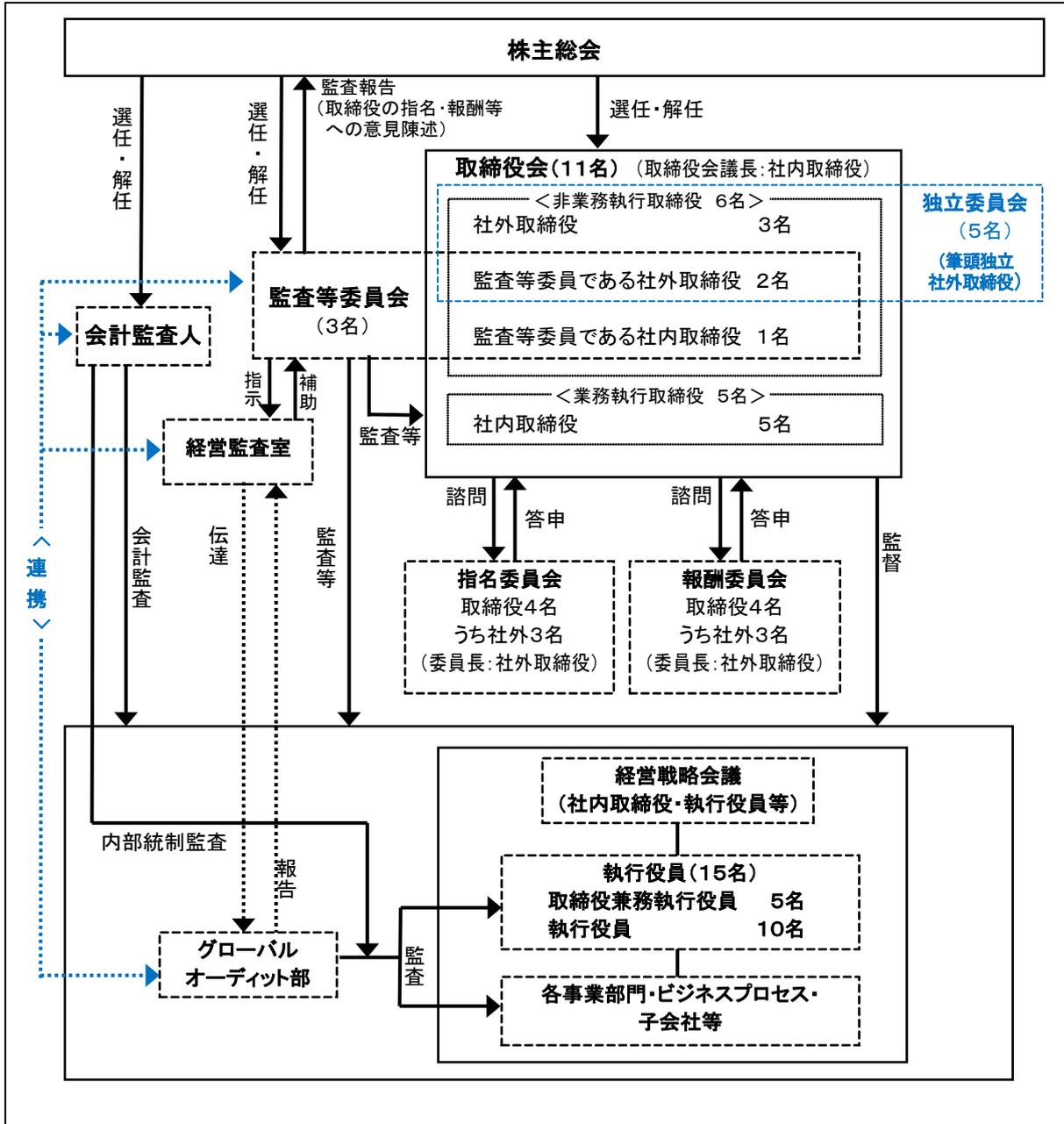
(10) 取締役の報酬体系の改定（業績連動報酬としての株式報酬制度の導入）

業績や株式価値を意識した経営への動機付けがより高められる仕組みを採り入れるべく取締役の報酬体系を見直し、業績との連動性が高く、透明性および客観性が高いとされる信託を用いた新たなインセンティブ・プランとして、株式報酬制度を導入します。なお、本件は株主総会において承認されることを条件とします。また、制度の詳細につきましては、本日付の「当社取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」にて別途開示しております。

以上

(ご参考)

監査等委員会設置会社へ移行後の新体制の概略図



以上